

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法律〕

○公職選挙法の一部を改正する法律

(一〇)

〔政令〕

○地方税法施行令の一部を改正する政令(一一四)

(一一四)

○船員法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(一二五)

(一二五)

○船員法に基づく登録検査機関に関する政令(一二六)

(一二六)

○船員法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(一二七)

(一二七)

○麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令(一二八)

(一二八)

〔府令〕

○標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令(内閣府二五)

(内閣府二五)

〔省令〕

○森林法施行規則の一部を改正する省令(農林水産三二)

〔告示〕

○天皇后両陛下は第六十四回全国植樹祭に御臨場になる件(宮内庁三)

○労働者災害補償保険法施行規則第一条第二項の規定に基づく厚生労働大臣が定める事務の一部を改正する件(厚生労働一五三)

○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件(同一五四)

○薬事法施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十條第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件(同一五五)

○森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件の一部を改正する件(農林水産一四二〇)

○消費生活用製品安全法第十九条第二項において準用する第十八条第一項の規定に基づき登録の更新を行った件(経済産業二二〇)

○土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更を認可した件(国土交通四六四)

○海上における射撃訓練を実施する件(防衛八二八八五)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第六号に規定する指定公共機関を公示する件の一部を改正する件(内閣)

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について(厚生労働省)

労働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について(同)

国家試験

平成二十五年公認会計士試験第II回短答式試験の試験場

(公認会計士・監査審査会)

平成二十五年度林業普及指導員資格試験の実施について(農林水産省)

(工業所有権審議会)

〔公告〕

諸事項

官庁

財団、有権者申出方、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係

裁判所

相続、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係

特殊法人等

防衛省共済組合定款の一部変更、独立行政法人都市再生機構、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

附則

この政令は、二十六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二章の規定は、改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年五月一日)から施行する。

財務大臣 麻生 太郎
国土交通大臣 太田 昭宏
内閣総理大臣 安倍 晋三

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十五年四月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十八号

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)別表第一第七十五号の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬及び麻薬向精神薬原料を指定する政令(平成二年政令第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中第九十号を第九十二号とし、第六十一号から第八十九号までを二号ずつ繰り下げ、第六十号の次に次の二号を加える。

- 六十一 「一(五)フルオロペンチル」
- H-インドールニール(ナフタレン)ニール
- メタノン及びその塩類
- 六十二 「一(五)フルオロペンチル」
- H-インドールニール(四-メチルナフタレン)ニール
- メタノン及びその塩類

附則

この政令は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

厚生労働大臣 田村 憲久
内閣総理大臣 安倍 晋三

府令

〇内閣府令第二十五号

標準的な官職を定める政令(平成二十一年政令第三十号)の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年四月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令(平成二十一年内閣府令第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項を次のように改める。

- 4 表一の項第三欄第一号の内閣府令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 中心市街地活性化本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部及び総合特別区域推進本部に関する事務の処理を掌理するもの
 - 二 知的財産戦略本部に関する事務の処理を掌理するもの
 - 三 郵政民営化推進本部に関する事務の処理を掌理するもの
 - 四 国家公務員制度改革推進本部の事務局次長に充てられたもの
 - 五 拉致問題の解決のための戦略的取組及び総合的対策を推進するための本部に関する事務の処理を掌理するもの
 - 六 TPP(環太平洋パートナーシップ)に関する主要関係会議及び幹事会に係る事務を処理し、また、TPP協定交渉等に関する方針等の企画及び立案並びに総合調整を行うための本部に置かれ、分野別チームを統括するもの

附則

この府令は、公布の日から施行する。

省令

〇農林水産省令第三十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第八十七条第三項の規定に基づき、森林法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年四月二十六日

農林水産大臣 林 芳正

森林法施行規則の一部を改正する省令
森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

第八十九条の見出しを「(試験の区分及び回数)」に改め、同条中「は」の下に「次に掲げる区分ごとに」を加え、同条に次の各号を加える。

- 一 林業一般
- 二 地域森林総合監理
- 第九十一条第一項中「試験は」を「第八十九条第一号の区分の試験は」に、同項第一号ハ中「又は指導」を「若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理(計画的な森林の整備及び保全を目的として、林業に関する技術についての知見を活用してその企画及び立案並びに実施又は実施の指導を行うこと)」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定は、第八十九条第二号の区分の試験について準用する。この場合において、同項第一号中「次のイからハまでのいずれか」とあるのは「ハ」と、「二年」とあるのは「五年」と、同項第二号中「四年」とあるのは「七年以上」に達し、かつ、同号ハに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が五年」と、同項第三号中「六年」とあるのは「九年以上」に達し、かつ、同号ハに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が五年」とあるのは「十年」とあるのは「十一年以上」に達し、かつ、同号ハに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が五年」と読み替えるものとする。

附則

第九十二条第一項中「者は」の下に「前条の規定の適用については」を加え、同条第二項中「又は指導に従事した者は」を「若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理に従事した者は、前条の

規定の適用については「一に、試験研究、教育、普及又は指導」を「これらの職務」に、同条第三項中「又は指導」を「若しくは指導又は森林の整備及び保全の監理」に改める。

第九十四条第一項第二号中「第九十一条第一号各号」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む)」を加える。

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
(森林法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)
第二条 森林法施行規則の一部を改正する省令(平成十七年農林水産省令第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「森林法施行規則第九十一条第一項」を「森林法施行規則の一部を改正する省令(平成二十五年農林水産省令第三十二号)による改正後の森林法施行規則(以下この条において「平成二十五年改正令」という。第九十一条第一項又は第三項)に、当該試験」を「森林法の一部を改正する法律による改正後の森林法(以下この条において「試験」という。))」に改め、同条第一項第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上に達するときは、森林法の一部を改正する法律による改正後の森林法第八十七条第三項の林業普及指導員資格試験を「次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める要件を満たすときは、試験」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 平成二十五年改正令第八十九条第一号の区分の試験を受けようとする場合 平成二十五年改正令第九十一条第一項第一号イからハまでのいずれかに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が二年以上であること。

二 平成二十五年改正令第八十九条第二号の区分の試験を受けようとする場合 平成二十五年改正令第九十一条第一項第一号ハに掲げる職務に従事した期間を通算した期間が五年以上であること。